

## 令和5年度 第2回 守口市立学校給食安全安心検証委員会 議事要旨

### 1. 日時

令和5年8月17日（木） 午後3時

### 2. 場所

守口市役所1階 行政委員会会議室

### 3. 出席者

#### 【委員】

林委員長 笠間副委員長 齋藤委員 横山委員 脇田委員

#### 【教育委員会】

瀬尾教育部次長兼教育部長心得 後藤保健給食課長 西山保健給食課主任  
田口保健給食課員 鈴木保健給食課員 新町保健給食課員 泉保健給食課員

#### 【傍聴者】

1名

### 4. 開会

開会にあたり、委員長より挨拶

### 5. 前回議事録の確認

委員：（3）配膳・食事段階における安全確認の①給食の受渡し、配膳及び食事における指導内容に関する審議について、異物によっては食中毒の原因となることやアレルギー症状を起こすこともあるため、発見段階ですぐに相談するのが良いと述べたが、記載内容の意味合いが異なる。

事務局：修正後、各委員へ送付する。

### 6. 答申書案の確認

委員長：「学校給食における安全・衛生管理の向上」部分の答申内容になっているため、ご確認いただき、修正等がある場合は9月8日までに報告をいただきたい。

### 7. 審議

#### （3）配膳・食事段階における安全確認について

##### ①給食の受渡し、配膳及び食事における指導内容について

委員長：前回「学校給食における留意点」の中で、継続すべき取り組みが無いが議論いただいたが、給食当番のエプロン共用の状況について、事務局から報告を。

事務局：給食当番のエプロンについて、現在は全校、個人持ちとなっていることを確認。コロナの影響もあり、個人持ちが進んだ学校もある。

委員長：個人持ちエプロンは実際どのように使用されているのか。学校に置いているのか、毎回持ち帰って洗濯をしているのか。

事務局：学校によって異なるかと思う。

委員長：新型コロナウイルス以降に個人持ちになったのか。

委員：香り付きの洗剤や、煙草の臭いが付くことによって不快感を抱く子がいたため、コロナ以前から個人持ちを開始している。

委員長：エプロンは指定のものがあるのか、それとも家庭にあるものを使用しているのか。

委員：自身の校区の学校ではルールがあるため、特定の店で購入している。

委員長：新型コロナウイルス以降に作成された留意点について、継続すべきことについて意見が出たと思うが、以前から取り組まれている手洗いの徹底に関しても重要かと思う。

事務局：新型コロナウイルス以降に反映したパンの個包装は、現在も継続しており、手洗い等についても、学校の方で食事前に行うということでルール化されている。

## 2 事故等の発生時における迅速かつ的確な対応

### (1) 学校給食における異物混入対応について

#### ①異物の分類について

#### ②異物の混入防止対策について

#### ③異物が発見された場合の初期対応について

委員長：前回は「異物の分類について」の途中で審議が終了となったが、追加のご意見等があればいただきたい。異物混入防止対策についてもご意見があれば。

委員：異物の混入について、調査結果をいつまでにどのように出し、どこで終了とするのか。最終的にこれが出たら決定とする回答書を設けるなど、何かルールを決めた方が良いのでは。

委員長：混入後の対応について、どこで終了になるのかを決めておいた方が良いということか。

委員：時間的なことか、このような結果を得るということか、終了を決めた方が良い。着手するのが遅かった事案もあり、事案発生後、時間が経てば経つほど事実が風化し、当時の担当がいなくなってしまうことなども考慮する必要がある。最終的な答えは出ているのかもしれないが、時間がかかりすぎているため、何時間以内に対策会議を立ち上げるなど決めてやっていくべきである。

事務局：学校と連携して異物の状況について確認したうえで、業者等ですぐに調査するが、

混入経路不明のものを、判明しなかったと保護者へ報告して良いものか。

委員長：フローに従って調査したが、今回は判明しなかったと保護者へ報告するのがよい。調査の内容が十分だったかどうかを検討したうえで、途中経過を保護者に報告するべきでは。

委員：混入経路不明の事案について、理解を得られる説明ができれば良いと思う。起こった事案をきちんと結論付けることで次回に活かせると思うので、誰の名前で、このような結果で終了とするということが出ればよいのでは。

事務局：どこで結論付けるかは具体的に記載していないが、可能性のある業者に当たって見つからなければ他の業者に当たっており、それでも特定できなければ混入経路不明との結論を出している。そのため、期間設定をするというのは難しい。

委員長：このような場合はこの業者を調査するといった流れを作っておくことで、ある程度の期間は決められるのでは。あとは、最終的な責任が誰になるのかを考えて頂けたら。

委員：フローチャートの中に異物の調査をいつまでにやるという記載がないので、予測のつく期間を記載し、いつまでに結論を出すのか、意思決定する主体がどこになるのかをフローチャートの中に反映させていけたら良いのでは。

委員長：その方向でフローチャートの見直しをして頂けたらと思う。

④異物が発見された場合の情報発信について

⑤異物が発見された場合の原因究明について

委員長：現在、情報発信はどのようにしているのか。

事務局：非危険異物であれば当該児童の保護者に説明。危険異物であれば、学校単位で保護者へ文書で通知、報告している。

委員長：危険異物の場合、情報発信は保護者だけで良いのか。

委員：情報発信の方法として、ホームページへの掲載、記者会見や学校説明会などあるが、どのレベルで情報発信するかという意味決定が必要。場合に応じてどのように情報発信するかという具体的なことがマニュアルに書かれていない。ある程度の重大事故であれば記者会見を開かないといけないのかもしれないし、事象に応じた対応を紐づけて、それをフローチャートの中に反映させていくことが必要。

委員長：マニュアルには、異物の状況によって連絡すべき機関というのが書かれていないため、明確にしていくべきではないか。また、回収した異物をどれくらいの期間保存するかはどう決めたら良いか。

事務局：回収した異物について、一定結論が出たものは廃棄している。

委員：すぐ捨てるのではなく、提訴された場合の証拠とするため、保存期間を決めたほうが良いのでは。小学校用のマニュアル P.8(6) について、保護者が報道陣を呼んで説明会を行った事案があるが、保護者側が行わなかったら教育委員会ほどの

ような流れで発表しようとしていたのか。

事務局：異物混入対応マニュアルは昨年8月に作成したため、当該事案についてはこちらに沿っての対応ではない。教育委員会の危機管理個別マニュアルに沿って異物混入対応をしてきたが、報道発表については記載が無かったため、今回作成した異物混入対応マニュアルには記載。誰の判断でどのレベルで公表するのか検討する必要がある。

委員長：異物混入対応マニュアルは当該事案以降に作られたということなので、具体的な期間や、対応など詰めていけたら良いのでは。

委員：マニュアルの情報発信、報道機関への報告の中で「必要に応じて」とあるが、広い言葉のため、「怪我をした場合」など具体的に記載した方が良い。

委員：様々な段階が考えられるため、どのように情報発信を行うのかを具体化する必要がある。緊急の対応を迫られる場合もあるため、誰の判断、どのような会議をもって決めるのか、そのあたりを具体化すべきだと思う。

委員：異物混入対応マニュアルの異物の分類の違いは何なのか。原料に由来するものは異物としないとあるのに、学校給食異物混入状況に食肉の骨や、米に入り得る小石なども記載がある。異物の分類に一貫性が無いのと、レベルによってどのように対応が異なるのか不明瞭なところがあるので紐づけされた方が良い。

事務局：過去3年間の学校給食異物混入状況について、こちらはあくまで分類を想定して置き換えた形となっている。異物の分類レベルについて分かりにくいとの指摘もあったので、教育委員会において取り決めが必要と考える。

委員：過去に大阪府でカイワレ大根で食中毒を起こす事案があった。食中毒を起こして救急搬送した場合などの危機管理は異物混入の場合と同じように扱うのか。それとも別になるのか。

事務局：食中毒に関しては、文科省の食に関する指導の手引きに記載があるため、それを基に動くことになる。異物混入マニュアルは国の方で作成していないため、今回市で作成した。

委員長：文科省のマニュアルに基づいて学校や教育委員会が対応しているということか。

事務局：文科省の食に関する指導の手引きと、教育委員会で作成している危機管理個別マニュアルの方にも書かれており、それらに基づいて対応している。

委員：異物混入対応マニュアルに何を記載するかというところを具体的に検討した方が良い。企業は異物混入対策としてカメラの設置や、入場規制をかける等の対策をしているが、学校給食の異物対策としてどうするかという部分をもう少し議論した方が良い。本来は、報道の対象は2種類あり、一つは、一般に広がる可能性があるから周知しないといけないということ、二つ目は異物が入るなどの過誤の公表をすること。報道ルールを決めておかないと風評被害の発生や保護者が不安を抱くことにもなる。異物混入対応マニュアルであるから、事案が発生した場合

にどのような流れで動くか、状況に応じて保護者会を開く、報道提供をするなど決めるべき。過去に大阪府の方でノロウイルス発生の報道提供についてルールを決めたことがあり、20名以上の患者が出た場合に報道提供するなどの取り決めがあり、施設関係でも2名以上死亡した場合に報道提供をしている。他を参考にして、情報提供の仕方を検討されるのが良い。

委員長：異物混入から食中毒につながる場合もあるため、マニュアルが必要ではないかと思う。

## (2) 学校給食における食物アレルギー疾患対応について

### ①事故発生時の対応

委員：外国籍の子の対応について、答申案のアレルギー(4)に含まれていたが、アレルギーではないのでは。入れるのであれば、タイトルをアレルギー疾患対応等にするとか、別出しをした方が良いのでは。

事務局：タイトルの変更または別出しについて検討する。

委員：食物アレルギー疾患対応マニュアルは誰に渡しているのか。

事務局：教職員に渡している。

委員長：食物アレルギー疾患対応マニュアルのアレルゲンの品目が改定されているので、修正が必要ではないか。

事務局：改定は必要だが、まだできていない状況。

委員長：食物アレルギー疾患対応マニュアルは全教職員に渡しているということか。エピペン講習なども定期的に行っているのか。

事務局：年2回、新しい教員が来られた場合や、もう一度受けたいとの希望のある職員にも講習を行っている。市役所の方に来て研修を受けて頂いている。

委員長：エピペンのサンプルも使用しているのか。

事務局：講習に来た場合はエピペンのサンプルを使用し、要望があれば学校への貸し出しも行っている。

委員：食物アレルギー対応について、保護者からの申請により行っているようであるが、保護者が子のアレルギーを把握できておらず申告が無かった場合はどうしているのか。

事務局：給食で初めて食べた食品でアレルギーを起こす事案もあり、給食だよりも初めて食べる食材が無いよう家庭で試してもらうように周知はしている。それでも起こった場合は、病院を受診し、除去食対応申請書を出して頂いて除去食対応をしている。

委員長：食物アレルギー疾患対応マニュアルは教育委員会が出しているが、これを元に学校でもマニュアルを作るよう指導はされているか。

事務局：学校の保健部会に参加している先生から指導はされていると思うが、個別具体の

状況は把握できていないところがある。

委員長：食物アレルギー疾患対応マニュアルは冊子であるため、緊急時にすぐに対応できるように、どこかに貼れるようなものも必要ではないかと思う。

委員：食物アレルギー疾患対応マニュアルに記載の事例のように運動誘発などもあり、体調によってアレルギーが出る場合がある。特定原材料8品目以外にも、物質によってアレルギー症状が出る場合があるため、周知が必要。牛乳パックで工作の時間に起こる場合もある。マニュアルの中に事例として挙げながら具体的対策をとる方が良い。

委員：アレルギーテストを受けたこともないし、アレルギーが出たことが無い子もいると思うが、入学前にパッチテストを受けるよう推奨するなどした方がよいのでは。アレルギーを起こす前の対策は何か無いか。

事務局：就学時健診などで保護者側から気になることを申告してもらい、不安のある保護者への聞き取りをする場は設けている。検査では分からないところもあり、今できるのは聞き取り機会を設けて対応していくこと。

委員長：事前に保護者へ伝え、心配であれば検査を受けることができると周知しても良いが、全てのアレルギーが分かるわけでは無いため、逆に不安を煽ってしまう場合もある。その食物に対するアレルギーの有無を判断するには負荷試験をしないと分からないため、申告のない保護者にもどこまでお知らせするのは難しい。

事務局：学校別のアレルギー対応マニュアルについては、全校であるわけでは無いが、個別の対応プランは概ねの学校で準備している。

委員長：個別の対応プランだと急にアレルギー症状が出た子の対応はできないが、他に同様の子がいればそれに沿った対応はできる。

### 3 今後の学校給食の充実

#### (1) 給食を題材とした食育の充実

##### ①効果的な給食指導の方法

##### ②献立を教材とした給食の時間における指導

委員長：給食だよりに献立が載っているが、アレルギーのある子どもへは別の献立表を配るのか。

事務局：給食だよりとは別に、マニュアルに載せているような除去食対応表を渡している。

委員：守口市では地産地消の取組はしているか。

事務局：市内業者の野菜を年3回、大根、じゃがいも、玉ねぎを使用している。

委員：子どもたちが自分で作って食べるようなことはしているのか。

事務局：育ててはいないが、収穫体験をしている学校はある。

委員：今後、自分たちで育てるようなことは考えているのか。

事務局：量を確保するのが難しい。ある程度均一的な食材を使わないといけないのもあつ

て、年3回ということになっている。

委員長：一般の献立表とは別に除去食対応表を渡しているということだが、自治体によっては全員が卵抜きを食べたりしている学校もある。アレルギーのある子が献立表を見て寂しい思いをすることもあるのでは。アレルゲンを除いた給食で統一するのは難しいか。

事務局：アレルギーのある子が多い食材は控える、使わない取り組みは少しずつではあるが行っている。

委員：アレルギーがあって食べられない場合、子どもの中でいじめられたり指摘されたりするため、学校の先生が子どもたちに教えてあげるような時間があれば良い。別献立による子どもたちの中でのいじめや差別も無くして欲しい。

委員長：いろんな原因で食べられない人がいることを理解するために、給食だよりも啓蒙するような内容を入れていくのも良いかもしれない。

## (2) 学校給食に関する情報発信

### ①守口市教育委員会ホームページの活用方法

委員長：守口市内の栄養教諭はどう配置されているのか。

事務局：小学校4名、義務教育学校1名、中学校2名が配置されている。

委員長：配置されていない学校には、栄養教諭が巡回しているのか。

事務局：栄養教諭がいない学校は、学校として食育の取組をするが、栄養教諭に依頼をする場合もある。

委員長：栄養教諭がいる、いないで食育の発信に影響は出ていないか。

事務局：国の基準に基づいて配置されており、学校間で協力している学校もある。

委員長：食育の充実や情報発信に差が出てくるかと思う。

委員：栄養教諭に頼るのも一つだが、企業の方で食育プロジェクトを行っているので、学校でもできないか。内部でできないのであれば外部にお願いするのも良い。

委員長：自治体との産学連携を活用するのも一つ。何か取り組みはされているか。

事務局：中学校の給食で大阪国際大学とコラボ給食を実施している。

委員長：そういった活動を増やしていくのも良いのでは。

## (3) 学校給食運営への児童生徒・保護者の積極的な参加

### ①児童生徒・保護者の意見を取り入れた献立作成の方法

### ②守口市学校給食協会の運営方法

委員長：実際に学校で保護者との意見交換は行っているのか。

委員：昔は年1回、親子給食会があった。来ない親もいるため無くなったのかもしれないが、そういう場があっても良いのでは。

委員長：直接意見を聞く場があっても良いと思うが。

事務局：PTA からの要望があれば聞く場を設けるなどの対応をさせて頂いている。

委員：PTA 側も情報発信していかないといけないのと、学校からも教えてほしい。地域の中でそういった取り組みをしても良いのではないかな。

委員長：諮問書の中で、積極的な参加を入れた意図は何か。

委員：現状、保護者は参加できているのか、できていないのか、もっと積極的に参加してほしいと考えているのか教えてほしい。

事務局：給食協会規約に記載している会議について、運営は協会が行い、PTA の方が意思決定に参加しているため、保護者の参加はできていると考えている。

委員：その会議では、PTA から積極的に意見が出るのか。

事務局：意見を頂ける方もいるが、学校の先生の意見が強いことも。実施する時間帯が難しく、生の意見を聞ける場が少ない。

委員：もっと保護者が参加できる取組がないかということか。

委員：アンケートを実施するなど、献立に取り入れるようにしていかないと。決められたものを承認するだけでなく、参加しやすい仕組みを考えていけたら良い。

委員：給食フォーラム的に、土日に保護者が参加できるようなものであれば意見も出るのでは。子どもがわくわくするようなメニューというのは何かや、加工品でも良いので、市内の工場で作られている物を使用するなど。

委員長：保護者が気軽に参加できるように、アンケートやオンラインでの情報収集方法を生かしていけたら。社会見学のようなものは実施しているのか。

事務局：社会見学を実施しているとは思いますが、内容までは把握できていない。

委員長：行事と食物をつなげられるようなものがあれば良いのではないかな。

## 8. 閉会

閉会にあたり、委員長より挨拶

## 9. 次回委員会について

会議終了後に日程調整

(午後 5 時 12 分終了)